

## 保健手帳の交付要件、申請手続き等の詳細について

### (1) 主な交付要件

次の 又は のいずれかに該当することにより、通常のレベルを超えるメチル水銀の暴露を受けた可能性がある方で、水俣病にもみられる神経症状を有すると認められる方。

昭和43年12月31日以前に、熊本県又は鹿児島県の対象地域に相当期間居住しており、かつ、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる方又は昭和40年12月31日以前に、新潟県の対象地域に相当期間居住しており、かつ、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる方。

昭和43年12月31日以前に、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる方又は昭和40年12月31日以前に、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる方であって、知事が適当と認める方。

### (2) 申請手続き

- ・ 保健手帳交付申請書に指定の検査所見書等の必要書類を添付し、対象地域を管轄する知事に交付を申請していただきます（市町経由も可能）。
- ・ 関係県知事は申請書、指定の検査所見書等をもとに審査を行い、手帳交付対象者を決定します。その際、医学的見識を有する者の意見をきくことができることとします。

### (3) 認定申請等との関係

- ・ 水俣病認定申請又は裁判を行っている方も、認定申請や裁判が終了したり途中でとりやめた場合、交付要件を満たしていれば保健手帳の対象となるなど、認定申請、裁判と保健手帳がいつでも選択できます。
- ・ 水俣病の認定を受けた場合及び裁判による損害賠償を受けた場合は、保健手帳の対象となりません。

### (4) 有効期限等

有効期限及び更新手続きはありません。（既存手帳交付者も同様）